

公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和 5 年 5 月 1 2 日

愛媛県立中央病院長 中 西 徳 彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
診療棟 2 階 地域医療連携室空調機増設修繕
- (2) 業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。
- (3) 履行期限
令和 5 年 8 月 31 日
- (4) 履行場所
愛媛県立中央病院 (愛媛県松山市春日町 83 番地)
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和 5~7 年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者。

- (1) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (4) 過去 2 年間に、国、地方公共団体等と同種類の契約 (空調設備の設置) を履行した実績を有する者であること。

3 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書及び添付書類を次のとおり提出すること。入札参加申込書及び添付書類の提出のない者への参加は認めない。

- (1) 提出期間
公告の日から令和 5 年 5 月 18 日 (木) までの執務時間中 (月曜日から金曜日まで (国民の祝日に関する法律 (昭和 23 年法律第 178 号) に規定する休日を除く。)) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までをいう。以下同じ。)
- (2) 提出場所
愛媛県立中央病院 総務医事課 調達係
〒790-0024 愛媛県松山市春日町 83 番地
電話番号 089-947-1111 (内線 7617)
- (3) 提出方法
持参又は郵送等 (書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成 14 年法

律第 99 条) 第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものに限る。以下同じ。) により提出すること。電送による提出は認めない。

(4) 郵送等による提出の取扱い

郵送等による提出の場合は、令和 5 年 5 月 18 日 (木) 午後 5 時 15 分までに、(2) に掲げる場所に必着のこと。

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

3 (2) に掲げる場所

(2) 入札説明書及び入札参加申込書の交付方法

3 (2) に掲げる場所及び病院 HP で交付する。

(3) 現地説明

公告の日から令和 5 年 5 月 18 日 (木) までの執務時間中、履行場所において随時現地説明を行うので、希望者は 3 (2) へ直接申し込むこと。

5 入札及び開札

(1) 入札書の提出先

開札日時に開札場所にて提出すること。

(2) 開札の日時及び場所

令和 5 年 5 月 24 日 (水) 午前 10 時 00 分

愛媛県松山市春日町 83 番地

愛媛県立中央病院 管理棟 4 階会議室

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程 (昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号) 第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 18 号) 第 135 条から第 137 条までの規定による。

(3) 入札の無効

2 に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程 (昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号) 第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 18 号) 第 152 条から第 154 条までの規定による。

(6) 落札者の決定方法

愛媛県公営企業会計規程 (昭和 46 年愛媛県公営企業管理規程第 9 号) 第 176 条において例によることとされる愛媛県会計規則 (昭和 45 年愛媛県規則第 18 号) 第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。